
議題	基準諮問会議
項目	基準諮問会議からのテーマ提言への対応

I. 本資料の目的

1. 平成 27 年 11 月 20 日に開催された第 324 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から当委員会に対して、2 つの新規テーマの提言があった。本資料では、当該提言の内容に関する当委員会の対応方針の案を記載しており、ご意見をいただくことを目的としている。

II. 新規テーマの提言への対応

公共施設等運営権に係る会計上の取扱いについて

(基準諮問会議による提言の内容)

2. 別紙の「基準諮問会議 新規テーマに関する提言等」の記載のとおり、提言の内容は以下である。

「公共施設等運営権に係る会計上の取扱いについて検討することを、貴委員会の新規テーマとして提言致します。」

(当委員会の対応方針(案))

3. 基準諮問会議の提言を尊重し、当委員会の新規テーマとしてはどうか。
4. また、本件に関するテーマ評価を実施し、公共施設等運営権制度や論点の内容を十分に把握している実務対応専門委員会において本件を対応することとしてはどうか。

確定給付企業年金の新たな仕組みである「リスク分担型 DB (仮称)」に係る会計上の取扱いについて

(基準諮問会議による提言の内容)

5. 別紙の「基準諮問会議 新規テーマに関する提言等」の記載のとおり、提言の内容は以下である。

「確定給付企業年金の新たな仕組みである「リスク分担型 DB (仮称)」に関して、企業会

計基準第26号「退職給付に関する会計基準」における「確定拠出制度」「確定給付制度」のいずれに該当するかについての検討を行うことを、貴委員会の新規テーマとして提言いたします。」

(当委員会の対応方針(案))

6. 基準諮問会議の提言を尊重し、新規テーマとしてはどうか。
7. また、退職給付専門委員会において本件を対応することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

上記の当委員会の対応方針(案)に同意するか。

以上

(別紙)

平成 27 年 11 月 20 日

企業会計基準委員会
委員長 小野 行雄 殿

基準諮問会議
議長 野崎 邦夫

基準諮問会議 新規テーマに関する提言等

平成 27 年 11 月 12 日に開催された第 25 回基準諮問会議において審議の結果、以下のⅠ.及びⅡ.のとおり、企業会計基準委員会の審議テーマに関する提言をとりまとめましたので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

また、企業会計基準委員会の審議テーマに関して、基準諮問会議委員からⅢ.に記載する意見が表明されましたので、併せてご報告致します。

1. 公共施設等運営権に係る会計上の取扱いについて

公共施設等運営権に係る会計上の取扱いについて検討することを、貴委員会の新規テーマとして提言致します。

(提言の経緯)

1. 平成 27 年 7 月 13 日に開催された第 24 回基準諮問会議において、公共施設等運営権に係る会計上の取扱いについて、内閣府より新規テーマの提案がなされた。その提案を受け、基準諮問会議は、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼した。
2. 平成 27 年 11 月 12 日に開催された第 25 回基準諮問会議において、審議事項(1)-1 参考資料(1)のとおり、実務対応専門委員会の評価が報告された。その結果は、以下のとおりであった。

公共施設等運営権の取引金額は、多額になることが想定され、会計処理の明確化に関するニーズはあると考えられる。また、仮に会計処理が明確にされない場合には多様な会計実務が形成される可能性があると考えられる。これらを踏まえると、当該取引について、ASBJにおいて検討することが適切であると考えられる。

ただし、現時点で我が国においては事例がない取引であり、また、いくつかの論点は、採用する方法により財務諸表に与える結果が大きく異なるため、判断が難しいことが想定される。したがって、開発は容易ではない可能性があるものと考えられ、その旨を付記する。

3. 上記の実務対応専門委員会の評価の結果を踏まえて基準諮問会議において審議を行った結果、新規テーマの提言を行うこととなった。

II. 確定給付企業年金の新たな仕組みである「リスク分担型 DB（仮称）」に係る会計上の取扱いについて

確定給付企業年金の新たな仕組みである「リスク分担型 DB（仮称）」に関して、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」における「確定拠出制度」「確定給付制度」のいずれに該当するかについての検討を行うことを、貴委員会の新規テーマとして提言いたします。

(提言の経緯)

1. 平成 27 年 7 月 13 日に開催された第 24 回基準諮問会議において、今後、新規テーマとして提案される可能性があるテーマとして、確定給付企業年金の制度改善について厚生労働省より説明がなされた。
2. 平成 27 年 11 月 12 日に開催された第 25 回基準諮問会議において、審議事項(1)-1 参考資料(2)のとおり、厚生労働省より新規テーマの提案がなされた。その提案を受け、基準諮問会議の事務局より以下の対応案が示された。

本制度は将来的に広範な影響があると考えられる。また、一般に、企業において退職給付債務は重要性があり、仮に企業が本制度を導入した場合、財務諸表に重要な影響を与える可能性があり、本テーマは一定のニーズがあり、緊急性が高いものと考えられる。

通常であれば、実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼し、次回以後の基準諮問会議で検討を行うこととなるが、提案内容の緊急性を踏まえ、今回の基準諮問会議において、ASBJ の新規テーマとして提言することとしてはどうか。

3. 上記の基準諮問会議の事務局の対応案を踏まえて基準諮問会議において審議を行った結果、新規テーマの提言を行うこととなった。

(以下、略)

以 上